

研究の窓

“子育て不安”と家族と企業と

急速な高齢化と少子化の進展、それに伴う、介護問題の深刻化、出生率低下と人口減少社会への移行。その底流で作用している因子をつきつめれば、われわれの“生”における「リスクの性格」が変化したことを指摘できる。長寿のリスクと、子育てへの不安、この二つの登場である。新たなタイプの、異質な「国民の不安」の生成である。

このうち、長寿リスクへの対応については、介護保険の制度化を含めて、社会的合意の方向で進んでいる。ところが、晩婚化と非婚化、子育て不安への対応については、人びとの価値観は分裂する。低出生率は、もともと基本的には結婚や出産という個人の自由な選択による私的責任こそ本来で、公的介入は不適とみるか。それとも、社会的には子供は次代を担う存在で、社会責任のもと、出生率低下の要因を除く公的支援が必要か。

何れの見方に立つにせよ、実際に、個人の希望子供数を、現実の出生数が下回っている事実は、その背後に、出生行動を妨げている社会的経済的要因の存在を示唆する。問題の根は深く、“個人”と“社会”的間をつないでいる基本単位の在り方そのものに遡る。生活の単位としての「家族」、生産の単位としての「企業」の、ありよういかんである。

家族という基本単位では、子の親への依存期間が著しく長期化し、保育・教育・援助費など、子育ての直接コストが高くつき過ぎる。親子関係だけでなく、両性関係も変化し、女性の社会進出・高学歴化・有職化につれ、就労を断念して家に留まるため失われる収入（オポチュニティ・コスト＝機会費用）が大幅に上昇した。また“男は仕事、女は家庭”という性別役割分業の固定的な慣行も、仕事との両立に対する負担感を強めている。

その結果、晩婚化と非婚化が進み、出産と育児の煩わしさより個の生活享受を選ぶ行動が目立つ。まず、①こうした結婚行動・出生行動・選択行動を生む社会経済的要因の、ウエイト判別が肝心となる。その判別いかんが、育児と就業の両立の在り方・対応方向を左右する。それとの関連では、②“家族形態”的変容の判定も重要となる。伝統的な三世代家族から核家族へ、そして単身世帯・無子世帯、同棲・別居家族と婚外子、離婚・再婚による母子・父子家庭やステップファミリー、単身者のコレクティブハウスなど。「家族」の概念そのものの問い合わせ直し、法律婚主義の検討を含め、家族形態の多様化を、どう社会的に受け止めるかである。

他の側面は、企業行動における「家庭生活と企業生活との両立」である。①終身雇用・長時間労働・年功賃金の“雇用慣行”からの脱却がまず問われる。また②雇用形態の多様化と並んで、パート就労を非正規雇用から正規雇用へどう位置づけ直すかも含まれる。この二つは、企業が現行の“企業風土”と雇用慣行からどこまで抜け出し、企業自体が（男女の別なく）家庭と仕事の両立する職場づくり意識にいかに転換できるかに依存している。

社会全体もまた、①企業優先・会社人間的な勤労觀から脱して「就業形態弹性化の制度化」に進み、②それが「労働市場の流動化」と運動すること、この2面が要件となる。他方、③これと

並行して、企業内福祉・事業主負担の外部化が同時に進行しよう。加えて、④住宅、手当、税制、そして保育所を含む相互間の調整・連携も再検討を求められる。

子育て支援の核の一つ、保育所には、構造的な矛盾が目立つ。ゼロ歳児保育・延長保育が充たされないなど、需要構成の変化に、保育所の供給体制が対応できないまま過ぎてきた。従来までの“保育に欠ける”特定家庭から、一般家庭での就業と子育て両立への需要の広がりという質的変化に、対応が大幅に遅れてきたためである。近年、公的な認可保育所に対して、私企業が「規制」の制約を避け「無認可」保育所を経営形態として事業選択する例も少なくない。異業種からの参入や提携も進む。幼稚園による保育参入も始動し、介護と家事サービスとの連携活動にも及び、形態は多様さを示す。

これに応ずる公的な条件整備が欠かせない。「児童福祉法」が制定されて以来、50年ぶりに本格改正が97年に実現した。保育所入所を行政が一方的に決める「措置制度」を改変して「利用契約」に移行し、応能負担の保育料負担方式を改めて保育費用を基礎とする徴収方式に変え、学童保育を整備する、など。問題は、今後に向けたその方向への着実な内実化である。そのためには、“公私の両面から”的展開が要件で、公的支援が、競争の未成熟な保育市場のシステム対応と、効果的に連動することが極めて大切となる。

こうみると、少子化問題は、社会の基本単位の家族・企業をめぐる制度・慣行の根幹にかかわり、かつ、市場との連動にもつながる、奥深い問題相を宿しているといえる。

宮澤 健一

(みやざわ・けんいち 社会保障制度審議会会長・秀明大学教授)